

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十六号

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第三項」の下に「、第四十五条第三項」を、「技術的基準」の下に「、道路標識の寸法」を加える。

第四十六条を第四十七条とし、同条の前に次のように加える。

（道路標識の寸法）

第四十六条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、道路の通行者又は利用者が、目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況を勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の保全を図るため必要があるときは、規則で定める範囲内で、同項の規則で定める寸法を拡大又は縮小することができるものとする。

附 則

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。